

飯塚市介護保険施設等整備事業者公募要領
(再公募)

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

令和8年3月 飯塚市 福祉部 介護保険課

-はじめに-

飯塚市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備等を行うために、第9期飯塚市介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を策定しています。

計画では、中長期的な人口構造の変化等や介護ニーズやサービスを見込んだうえで、介護基盤を整備することとしており、今回整備することとしている認知症対応型共同生活介護は、地域密着型サービス事業であることから、地域包括ケアシステムの推進並びに認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、オレンジカフェ（認知症カフェ）の設置や地域交流拠点の併設を推進することとしています。事業所の整備計画の作成にあたっては、地域の実情を把握した上で、実情に応じた支援を積極的に提案するなどして、連携・関わりを密にし、地域に開かれた事業所運営を目指してください。

－ 目次 －

1 公募の趣旨について	4
2 公募内容等について	4
2-1 公募実施年度	4
2-2 公募対象事業及び定員	4
2-3 整備対象地域	4
2-4 整備対象圏域	5
2-5 地域交流拠点	6
3 応募要件等について	7
3-1 応募事業者	7
3-2 事業用地と建物	7
3-3 資金計画	8
4 スケジュールについて	10
4-1 事業者向け説明会	10
4-2 参加表明	11
4-3 事業計画書	11
4-4 質問・回答	13
5 審査方法について	14
5-1 1次審査(書類審査)	14
5-2 2次審査(プレゼンテーション)	14
5-3 審査項目及び配点	15
5-4 審査結果の通知並びに公表	15
6 留意事項について	16
6-1 失格事項	16
6-2 応募後の辞退	16
6-3 整備事業者選定後	16
6-4 地域密着型サービス事業者の指定	16
7 担当窓口について	17
8 参考資料	18

1 公募の趣旨について

飯塚市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画に基づき介護サービス事業所の整備を進めています。本公募では、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業所を整備し、開設並びに運営を希望する事業者を募集します。

2 公募内容等について

2-1 公募実施年度

令和 8 年度公募

※令和 10 年 1 月末までを目安に事業所を整備し、遅くとも令和 10 年 3 月 1 日までに指定を受け、事業を開始する事業者を令和 8 年度に公募するものです。

2-2 公募対象事業及び定員

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業
整備量 (整備事業所数)	定員 18 名 (1 ユニット 9 名の事業所を 2 事業所)

- ・ 介護予防拠点との併設・合築が必須となります。
- ・ 1 事業者 2 ユニットの整備や、1 事業者が別々の場所に 2 事業所の整備を行う応募は、公平な審査を行う観点から、今回の公募では対象外とします。

2-3 整備対象地域

事業用地については、基本的に災害レッドゾーン¹及び災害イエロージーン²(以下、「災害等警戒区域」という。)に該当しないことが必要です。ただし、事業用地が災害イエロージーンに該当する地域であっても、以下の場合は事業用地としてよいものとします。(事業用地が洪水浸水想定区域の家屋倒壊等氾濫想定区域³に該当する場合を除く)

- (1) 防災対策工事⁴により、事業開始時点で災害等警戒区域から外れることが見込まれる場合。
- (2) 特定行政庁又は指定確認検査機関により、建築基準法上支障がないと認められる場合。

¹ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域。

² 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条第 1 項又は第 2 項の洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の雨水出水浸水想定区域、第 14 条の 3 第 1 項の高潮浸水想定区域

³ 家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流又は洪水時の河岸浸食が発生する恐れがある範囲。国土交通省の[重ねるハザードマップ](#)で確認することができます。

⁴ 防災対策工事とは、災害等警戒区域となった要因に対する防災対策工事を指すため、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の場合は、国土交通省が示す土砂災害警戒区域解除の要件を参考に盛土や切土等、水防法による区域指定の場合は、地上げにより地形的条件が改変され、区域指定の要件を満たさなくなる工事を指します。

- (3) 浸水深 1m未満の浸水想定区域等に該当している場合において、事業者として想定される被災リスクに対し、被害の防止・軽減のための対策や迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施されるとともに、想定しうる被災リスクへの対策が、非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっている場合。

2-4 整備対象圏域

次表記載の地区等を整備対象圏域とします。

ただし、計画上、旧飯塚第一中学校の校区である飯塚地区に優先して事業所を整備することとしていることから、整備地域は旧飯塚市内とし、旧飯塚市内においても整備事業者選定における評価項目において、生活圏域や優先地区と隣接地区、近隣地区等で配点に差を設けることとしています。

生活圏域	優先地区	隣接地区 ⁵ （自治会）	近隣地区 ⁶
飯塚	立岩、新立岩、新飯塚、川島、片島、徳前、西徳前、東徳前、吉原町、芳雄町、飯塚、本町、西町、宮町	柏の森（柏の森ヒルズ、東ヶ丘除く）	
二瀬		横田、川津	伊岐須、相田、伊川
飯塚東		柏の森（柏の森ヒルズ、東ヶ丘）	下三緒、上三緒、鶴三緒
菰田		菰田、菰田西 3 丁目	菰田東、菰田西（3 丁目以外）
鯉田		鯉田	
幸袋		中、幸袋	目尾、吉北、柳橋、津島、庄司

⁵ 優先地区に隣接する地区（大字）

⁶ 優先地区に隣接する地区の生活圏域内に属する隣接地区外

2-5 地域交流拠点

今回整備する認知症対応型共同生活介護の事業所では、地域交流拠点を併設し、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開するものとします。

地域交流拠点の併設とは、新たな施設を整備することだけを指すものではなく、敷地内の空きスペースを活用するなど、多様な形態によるものとします。

なお、施設整備を伴わず設置する場合は、地域交流拠点にかかる補助金の交付は受けられません。

(1) 設置条件

- ・地域住民が集い、地域福祉のための活用や交流などを目的としたスペースとして設置されるものであること。

(2) その他の条件

- ・月1回以上の活動を継続的に実施すること。
- ・開業日においては、管理者(併設事業所の職務と兼務可)を1名以上置くこと。
- ・利用料等を請求する場合は、実費相当額を超えない程度とすること。
- ・目的に沿った使用とすること。

(3) 目的に沿った活用例

オレンジカフェ(認知症カフェ)、施設の利用者と地域住民との交流の場、地域の世代間交流の場、介護予防活動の拠点(運動や健幸講座など)、催し物等。

3 応募要件等について

3-1 応募事業者

応募事業者については、下記の事項に該当していることが必要です。

- (1) 法人である又は申請時まで法人設立が確実であること。(法人種別、所在地は不問)
- (2) 今回の整備対象事業の運営を直接行う事業者であること。
- (3) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 飯塚市暴力団排除条例（平成 22 年飯塚市条例第 5 号）及び福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団、暴力団員並びに暴力団員等でないこと。また、暴力団、暴力団員と密接な関係にないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）等の規定に基づき更正、再生又は破産手続きをしていないこと。
- (6) 事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。
- (7) 応募事業者の代表者（法人代表者）が資格要件（認知症対応型サービス事業開設者研修の修了）を満たしていること、又は開設までに満たすことが確実なこと。

3-2 事業用地と建物

- (1) 事業用地及び建物については、法人自らが所有している、又は賃貸借するものとします。事業用地を賃貸借契約で確保する場合の借地契約期間については、事業継続に支障を来さない期間であるもの⁷とし、特に、貸与を受ける建物については、貸与時に上記期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記してください。
- (2) 整備予定事業用地の隣接住民を含め、地元住民(自治会等)に対し、説明を行い、整備スケジュールおよび事業継続に支障がないようにしてください。
- (3) 建物については、次の条例、規則、通知その他関係法令等を遵守して設計してください。その際、スプリンクラーは必ず設置してください。なお、福岡県福祉のまちづくり条例については、「整備基準」は満たす設計としてください。
 - ・ 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 - ・ 福岡県福祉のまちづくり条例
 - ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号)

⁷ 整備する建物の「減価償却資産の態様年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定めている耐用年数を超える期間であること。

3-3 資金計画

事業所の整備等に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解した上で、資金計画を立ててください。

(1) 建設総事業費について

建設総事業費は、自己資金、補助金及び借入金により確保されることとします。

(2) 運営資金等について

- ・ 運営に係る自己資金として、計画年間事業費の 12 分の 2(2 ヶ月分)以上の現金(預金)を確保している必要があります。
- ・ 建設及び運営に係る自己資金については、書類提出時及びそれ以降も確実に有していることとします。

(3) 補助金について

施設整備に係る補助金としては、令和 9 年度の「福岡県地域密着型施設等整備補助金」の活用を予定しています。ただし、補助金については、県・市ともに予算の範囲内において額が決定されるため、基準単価を下回る補助額となることや不交付となることがある場合も念頭に置き、十分に余裕を持った資金計画としてください。なお、市単独での補助については、県補助金の交付・不交付に関わらず行いません。

① 補助金の種類について

活用を予定している補助金は下記のとおりです。なお、記載している補助単価は令和 7 年 12 月時点のものであるため、変更が生じる場合もあります。

区分	補助額
地域密着型サービス等整備助成事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 34,860 千円 ⁸ /施設 介護予防拠点・地域交流拠点 9,240 千円 ⁹ /施設
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	828 千円×定員数

イ) 地域密着型サービス等整備助成事業

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を言い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。)が補助対象となります。

ロ) 介護施設等の施設開設準備等支援事業

開設前に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

⁸ 介護予防拠点・地域交流施設を併設・合築していない場合は、33,200 千円/施設。

⁹ 認知症対応型共同生活介護事業所を併設・合築していない場合は、8,800 千円

が補助対象となります。ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費については、開設前最大6ヶ月間に限ります。

② 助成条件及び要件等について

- ・ 飯塚市が福岡県より地域密着型施設等整備補助金の交付決定を受け、整備に対して内示を行った事業者であること。
- ・ 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助対象外となります。

③ 交付を受ける際の注意事項について

イ) 入札について

補助金の交付を受ける対象となる工事は、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領第2条第2項に基づき、一般競争入札の対象とはせず、飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準に準じて取り扱ってください。

ロ) 補助対象財産の処分制限について

補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡、抵当権等の財産処分を行うことのないようにしてください。処分制限期間を経過する前に、補助財産を処分する場合には、飯塚市長の事前承認と、原則として補助金の返還が必要となります。

ハ) 補助対象財産に対する抵当権の設定について

上記、ロ)補助対象財産の処分制限に関して、補助対象財産に抵当権を設定する場合で、当該補助対象財産を取得するために行われるものである場合は、抵当権の設定を認めなければ事業継続の継続ができないと認められ、返済の見込みがある場合には、事前承認手続きを経て承認する場合がありますので、事前に事務局に対し、相談してください。

※処分制限期間の例

種類	構造等	細目	処分制限期間
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47年
	金属造のもの(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る。)		34年
	木造		22年

4 スケジュールについて

内容	日程
公募要領公開	令和 8 年 3 月 2 日 (月)
事業者向け説明会	令和 8 年 3 月 19 日 (木)
質問期間	令和 8 年 3 月 25 日 (水) 17:00 まで
質問回答 (市ホームページにて回答)	令和 8 年 3 月 31 日 (火)
公募期間	令和 8 年 4 月 1 日 (水) ~7 月 31 日 (金)
参加表明〆切	令和 8 年 5 月 29 日 (金) 17:00 まで
事業計画書一式〆切 (参加表明者に限る)	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 17:00 まで
1 次審査 (書類審査)	令和 8 年 8 月中旬から下旬
2 次審査 (プレゼンテーション・質疑応答)	令和 8 年 9 月下旬から 10 月上旬
整備事業者決定	令和 8 年 10 月中旬
整備事業者への決定通知	令和 8 年 10 月下旬
整備事業着手 ¹⁰	事業者決定後
指定申請書類提出〆切	開設予定の約 2 月前
竣工	令和 10 年 1 月末が目安
竣工検査	竣工報告の 14 日以内
指定 (当該月の 1 日付け)	遅くとも、令和 10 年 3 月 1 日
開設	指定日以降

※日程は、若干変更となる場合があります。

4-1 事業者向け説明会

事業者向け説明会への参加は義務ではありません。参加を希望される場合は、令和 8 年 3 月 13 日 (金) までに、下記 URL から説明会への参加を申込してください。なお、説明会の会場の都合上、参加者は応募事業者を含み、3 名までとします。

●事業者向け説明会参加申込フォーム

URL : <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/biQWetca>

QR コード¹¹から事業者向け説明会への参加を申し込む場合はこちら→



¹⁰ 補助金を活用して整備する場合は、整備工事等の補助金対象費目については、補助金交付決定後の着工(契約)である必要があります。内示前に着工した場合は、補助金の対象となりません。

¹¹ 「QR コード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

4-2 参加表明

事業への参加を希望する場合は、期日までに指定の方法により参加表明を行ってください。

(1) 参加表明方法

下記(2)に記載する提出書類を添付のうえ、下記 URL から参加表明をしてください。

● 参加表明用フォーム

URL : <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/ajlBihfv>

(2) 提出書類

- ① 参加表明者等(参加表明フォームに直接入力)
- ② 会社概要(参加表明フォームに直接入力)
- ③ 法人の場合は、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
- ④ 個人の場合は、代表者の住民票及び身分証明書(代表者の本籍地の市区町村が発行したもの)
- ⑤ 財務諸表(直近の決算のもの)
- ⑥ 国税、県税及び市税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
- ⑦ 役員名簿(別紙 1 を参加表明フォーム入力時に添付すること。)

※なお、③④⑥は、写しでも可。ただし、提出日以前 3 か月以内に発行されたものであること。

4-3 事業計画書

当該事業への参加を表明した場合は、次に掲げる事項に留意し、巻末の「8 参考資料」に記載している別表 1 の申請書(事業計画書)一式を 10 部(正本 1 部、副本 9 部)作成し、期日までに担当窓口へ提出してください。

なお、書類の提出がやむを得ず遅れる場合は、事前にご相談ください。

【書類作成及び提出における留意事項】

- ・ 提出は正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部提出してください。
- ・ 提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・ 様式を定められているものは、原則として指定様式を使用してください。
- ・ 証明書等、規定のものを除き、書類のサイズは、原則 A4 サイズに統一してください。
- ・ 左側に 2 穴開けてフラット又はドッチファイルに綴じてください。(ホチキス使用不可)
- ・ 提出書類の中で、写しを提出する場合は、書類の裏面に原本証明をしてください。

この写しは原本と相違ありません。

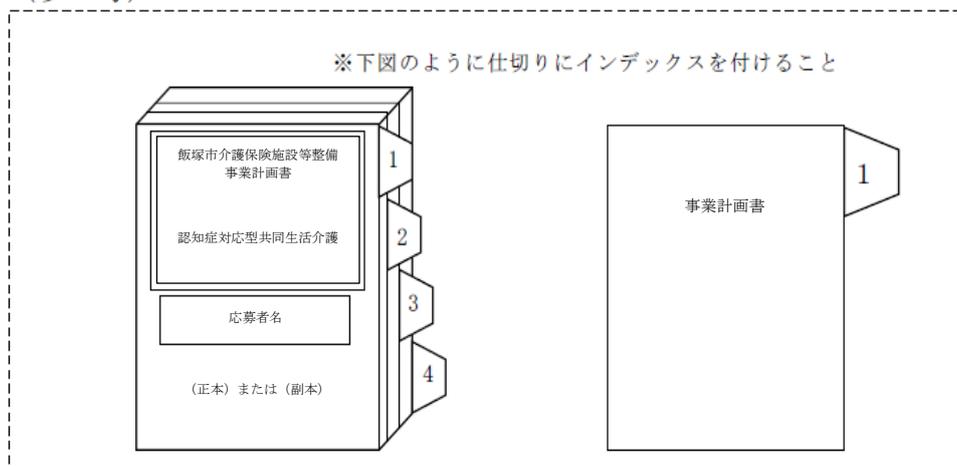
年 月 日

法人名:

法人代表者名

各書類は、別表1記載の順番どおりに並べ、項目ごとに仕切りを 1 枚挿入し、インデックス(項目No.)をつけてください。なお、インデックスは直接書類に貼付しないでください。

(参 考)



マスキング対象項目については、副本についてマスキングを実施してください。なお、飯塚市の判断で黒塗り等の措置を行う場合がありますので、ご了承ください。

マスキング対象項目
・ 応募者名
・ 法人の称号、名称等、その他申請団体名を特定している箇所
マスキング対象外項目
・ 納税地、設立年月日、法人情報として記載されている取締役の住所といった直接的には法人名の特定にならない内容

今回の事業の応募に関して要した書類提出の一切の経費については、応募者の負担とします。

本事業の整備事業者として選定されることにより、土地建物の制限解除や介護保険法に基づく指定等が確約されるものではありません。

事業契約の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、市は責任を負いません。

提出された書類等について、提出者以外に無断で本整備事業者選定以外の用途に使用しませんが、情報公開請求があった場合には、飯塚市情報公開条例(平成 18 年条例第 10 号)に基づき公開します。

原則として整備事業者として選定された後を含め、事業運営に関する権利譲渡は認めません。

書類提出後の計画変更、書類の差替え等は、公募期間内であれば可能ですが、受付締切後は選考結果に影響を及ぼすため認められません。しかしながら、事前に説明があり、市が止むを得ないと認める場合(介護保険法以外の関係法令を遵守するために必要である等)は、その限りではありません。

4-4 質問・回答

公募に関する質問は、軽微なものを除き、令和 8 年 3 月 25 日（水）17：00 まで下記 URL から電子申請で受付します。なお、質問後は、「7 担当窓口について」記載の事業担当窓口へ電話でもご一報ください。

なお、回答については、応募者の公平性を期すため飯塚市ホームページに公表することとします。

●質問用フォーム

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/pWYyz8yt>

QR コード¹²から質問を行う場合はこちら→



¹² 「QR コード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5 審査方法について

整備事業者については、有識者等で構成する「飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会(以下、「委員会」という。))において、6つの審査項目について、15の視点で審査及び選定を行い、市長が決定します。

なお、審査については、書類審査及びプロポーザル方式により行うものとし、委員会は原則非公開とします。

5-1 1次審査(書類審査)

応募者が4人以上となった場合において、提出書類により業務実績等を勘案し、2次審査参加者を概ね3者選定するものとします。なお、応募者が3者以下の場合は、第1次審査を実施しません。

なお、1次審査を実施する場合の審査項目については、「5-3 審査項目及び配点」の3 運営法人の①法人実態と実績、⑤法及び基準の理解、4 事業計画の①整備及び事業開始時期及び②整備地区とします。

5-2 2次審査(プレゼンテーション)

2次審査時の参加人数、所要時間等は以下のとおりとします。また、2次審査においては、事務局が作成した「評価基準表」に基づき採点し、最高得点並びに次点の事業者を整備事業者として選定します。なお、選定に際し、同点となった場合は、「5-3 審査項目及び配点」の4 事業計画の④地域交流拠点としてのあり方の点数上位者を選定することとし、さらに同点の場合は、審査委員の協議により選定することとします。

また、最高得点者並びに次点者において、審査の結果適正な事業運営が見込まれない場合(採点結果が満点の6割に満たない場合)は、事業予定者として選定しないこととします。

(1) 実施時期

令和8年9月下旬から10月上旬頃(※実施時期が、変更になる場合があります。)

開催時期や場所については、対象事業者宛に後日、電話又はメールにより通知します。

(2) 参加人数

3名以内(申請代表者、申請代表者代理人、その他関係者)

(3) 審査時間

35分以内(プレゼンテーション15分、質疑応答20分)

(4) 留意事項

- ・ 原則、プレゼンテーション審査の順番は、事業計画書一式の提出順とします。
- ・ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備してください。(スクリーン及びプロジェクターは市で準備します。)
- ・ 応募事業者は、審査中に事業者名、事業所名等、自社が特定できるような情報を公表しないでください。公表した場合は、減点の対象とします。

- ・ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認められません。
- ・ 提出した事業計画書一式の内容について触れる場合は、該当ページを示した上で、プレゼンテーションを行ってください。

5-3 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次の表のとおりとします。

No.	審査項目	評価基準(着眼点)	配点	備考
1	財務状況	① 事業継続性	20	専門家による評価
2	建築設備	① 基準の適合性	5	
3	運営法人	① 法人実態と実績	5	専門家による評価
		② 福祉への取組・理解	20	
		③ 個人情報保護・情報開示	5	
		④ 苦情対応	5	
		⑤ 法及び基準の理解	5	
4	事業計画	① 整備及び事業開始時期	5	専門家による評価
		② 整備地区	15	
		③ 高齢者の尊厳と人権	15	
		④ 地域交流拠点としてのあり方	20	
		⑤ 防災・防犯体制	5	
5	従業者	① 職員体制と確保策	10	
		② 職員の資質向上策	5	
6	総合	① 計画の実現可能性	10	
合計			150	

なお、自社が特定できるような情報を公表した場合は減点(▲10点)となります。

5-4 審査結果の通知並びに公表

審査結果については、応募者に直接通知するとともに、選定された応募者については当該応募者名を市ホームページに公表することとします。

なお、整備事業者として選定されなかった応募者は、その理由について、通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない)に書面により、当該所管課へ説明を求めることができます。

6 留意事項について

6-1 失格事項

次のいずれかに該当する場合、応募者は失格となり、プロポーザルの提案は無効とします。なお、当該事項が、整備事業者として選定された後に発覚した場合においても同様とします。

- ① 当該公募要領記載の参加資格及び要件を満たさない場合。
- ② 定められた提出方法、提出期限の条件に適合しない場合。
- ③ 記載された事項が公募条件に適合しない場合。(例:整備予定地が対象地区外)
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑤ 介護保険法上の指定対象外要件に該当する場合。(例:欠格事項該当者等)

6-2 応募後の辞退

参加表明、事業計画書一式提出後の辞退については、速やかに担当窓口ご連絡した後、辞退届(別紙 3)を提出してください。なお、整備事業者として選定された後に辞退することは、飯塚市介護保険事業計画全体に多大な支障を来すことになるため、その影響を十分に認識し、確実に事業が実施できる見込みを持った上で当該事業に応募してください。

なお、事業者選定後の辞退については、辞退理由等について確認の上、理由によっては、次年度以降の応募等において、審査に影響する場合がありますので、ご注意ください。

6-3 整備事業者選定後

選定された整備事業者は、市に提出した応募書類の内容について遵守してください。応募書類に記載した内容に関する変更は原則認めません。また、整備事業者として選定された後における事業の権利譲渡は認めません。このことは、介護保険法上の事業者として指定されてからも基本的には同様となります。

6-4 地域密着型サービス事業者の指定

整備事業者として選定された後、事業開始までに別途申請のうえ、地域密着型サービス事業者として指定を受ける必要があります。指定に係る申請手続きについては、飯塚市のホームページをご確認ください。なお、飯塚市では指定に関して下記の条件を設けていますので、ご注意ください。

(指定にかかる条件)

- ① 入居者(利用者)は、飯塚市の被保険者とすること。
- ② 他市町村からの転入の場合は、転入して3ヶ月を経たものからの入居とすること。ただし、利用者側に特段の事由があり、前記の条件を満たすことができない場合は、飯塚市に対し、事前に「例外入所」の申請を行い、承認を得てください。この場合、市の承認を得ることなく入居させた場合は、保険給付の対象とはなりません。
- ③ 入居開始に際しては、医療機関の診断書を提出させ、認知症の診断を受けていることを確認

すること。

- ④ 市が行う介護サービス相談員派遣事業の受入を行うこと。
- ⑤ 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を遵守するとともに、従業員に対し、事業者の独自で質の向上に向けた研修を行うこと。
- ⑥ 市が主催する研修等について、積極的に受講すること

7 担当窓口について

本事業に関する担当窓口は下記のとおりです。

問い合わせ先並びに書類等の提出先は下記窓口宛にお願いいたします。

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 飯塚市役所 6 階

飯塚市 福祉部 介護保険課 事業所係

電話(代表):0948-22-5500(内線 1657~1659)

電話(直通):0948-96-8509

メール :kaigo@city.iizuka.lg.jp

FAX :0948-25-6214

8 参考資料

別表 1 事業計画書一式 一覧

No.	提出書類		説明等
1	事業計画書		別紙 2 を使用すること。
2	整備予定の事業所の位置図		既存の地図の活用可。
3	平面図・立面図・配置図		各部屋等の面積、廊下幅等が数値で示されていること。 立面図については、準備できる場合、提出すること。
4	主体工事見積書(設計書)、工事工程表		
5	造成工事、外構工事等の主体工事以外の見積書	※1	造成工事は、当該事業所の整備に伴い造成工事が必要な場合に添付すること。
6	施設整備する土地の所有者が確認できるもの(登記簿謄本、公図等の写し)		所有権登記が未了の場合は、土地売買契約書(写)等を添付すること。
7	土地が応募者(法人)所有でない場合は、譲渡・寄付等の確約書	※1	
8	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	※2	法人の定款・目的が確認できるもの
9	法人財務諸表		直近の決算書
10	地元への説明の記録		別紙 2-1 を参考に作成すること
11	代表者経歴書		別紙 2-2 を使用すること
12	管理者経歴書		別紙 2-3 を使用すること
13	介護保険法 78 条の 2 第 4 項及び第 115 条の 12 第 2 項の規定に該当しない旨の誓約書		別紙 2-4 を使用すること
14	飯塚市暴力団排除条例に関する誓約書		別紙 2-5 を使用すること
15	資産申立書(土地、家屋、残高証明書)		
16	事業収支計画書		別紙 2-6 を使用すること
17	資金計画書		別紙 2-7 を使用すること
18	借入金償還計画書		別紙 2-8 を使用すること
19	誓約書		別紙 2-9 を使用すること
20	勤務形態一覧表(予定)		別紙 2-10 を使用すること

※1 については、該当する場合に添付すること。

※2 については、提出日以前 3 か月以内に発行されたもの。(写し可)